

奈良県での創業をお考えの皆様へ

地域再生中小企業創業助成金のご案内

地域再生中小企業創業助成金は、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の重点分野(地域再生分野)で創業を行う中小企業事業主の方々に対し、その創業を支援するための助成金です。

助成内容

創業経費に対する助成

対象経費の1/3

(雇入れ5人以上で上限5百万円、5人未満で3百万円)

雇入れに対する助成

雇入れ労働者1人当たり30万円 (上限100人まで)

奈良県の重点分野については以下のとおりです

- | | |
|------------|------------|
| 1. 食料品製造業 | 4. その他の小売業 |
| 2. 情報サービス業 | 5. 宿泊業 |
| 3. 飲食料品小売業 | 6. 飲食店 |

【受給するには以下を含むいくつかの要件を満たす必要があります】

- 奈良県において創業する(した)中小企業事業主である
- 雇用保険の適用事業主である
- 開業から6か月経過する日までに事業計画の認定申請を行っている
- 重点分野(地域再生分野)に該当する事業を行っている
- 支給申請日に創業・雇入支援労働者を1人以上現に雇用している



地域再生中小企業創業助成金制度の詳細については、お近くの労働局又はハローワークにお問い合わせください。

なお、地域再生中小企業創業助成金は、原則として20年12月以降の創業に適用され、それ以前の創業に関しては、地方再生中小企業創業助成金制度が適用になります。

厚生労働省、奈良労働局、県下ハローワーク